

昨今のアイヌ民族に関する情報発信、SNS投稿等について

インターネットの普及に伴って様々な情報が瞬時に得られる便利な時代を迎えています。一方、発信される情報の中には、誤解にもとづくものや不適切表現、さらには誹謗中傷の類いまで様々散見されます。

アイヌ民族に関する情報についても同様であり、アイヌ民族に対する不適切な発言や暴言、SNS等における誹謗中傷が後を絶ちません。

私たちは、アイヌの系譜に基づく自己認識（アイデンティティー）を持つ先住民族として、さらに日本国民の一員として共生社会の醸成に努めて参りました。

私たちが重きを置き掲げるウレシパモシリ（互いに育て合う大地）は、今の社会に問われている多様性や包摂性に通じるものです。

アイヌの言語、文化、生活習慣（世界観）は、今日に継承されており、日本の多様性や豊かな文化を表現しています。

こうした中、杉田水脈衆議院議員によるSNS投稿が札幌法務局から人権侵犯に当たるとの報道がありました。投稿時は国会議員の立場では無かったとはいえ、一社会人が公に投稿する内容として不適切であり人権意識の欠如といえますし、法務局による認定後においても国会議員の立場であるにもかかわらず発言が繰り返されるのは大変遺憾です。

アイヌ民族衣装の着用を蔑んだり、揶揄する投稿に大きな怒りを覚えると同時に、同胞の失望と悲しみを思うとき胸が張り裂ける思いです。

こうした発言は、アイヌの尊厳を著しく傷つけられるものであり、強く批判の意を表します。

また、杉田氏の投稿以外にも、アイヌ民族は先住民族に当たらないとする意見や投稿がインターネット上で見られます。

アイヌが先住民族であることは、日本政府が「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に賛成票を投じ採択された以降、衆参両議院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、当時の町村信孝官房長官の談話の中で、「政府としても、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下に、「先住民族の権利に関する国連宣言」における関連条項を参照しつつ、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組む所存である。」と述べられました。その後、有識者により構成された「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」における検討に基づき、2019年アイヌを先住民族に位置づけた「アイヌ施策推進法」の施行によって明らかです。

以上に述べた状況を鑑み、次のとおり当協会の姿勢を表明いたしますので、人権尊重の国民理解がより深まりますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. アイヌ施策推進法第4条に明記されている「何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」の遵守を求めます。
1. アイヌ施策推進法第1条にあるとおり、アイヌ民族は日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるとの認識をもとに、全ての国民が相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を希求します。

公益社団法人北海道アイヌ協会
理事長 大川 勝